



2015年2月13日

各 位

会 社 名 サントリー食品インターナショナル株式会社
代表者名 代表取締役社長 鳥 井 信 宏
(コード番号：2587 東証一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
市 本 徹 雄
(TEL. 03-3275-7022)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2015年3月27日に開催予定の第6回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示をしておりますとおり、2015年3月27日開催予定の定時株主総会の承認並びに2014年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法(以下「改正会社法」といいます)の施行を前提に、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

また、改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2015年3月27日(金)
定款変更の効力発生日(予定)	2015年5月1日(金)

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時</p>

<p>(新設)</p>	<p>株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役、役付取締役および執行役員)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(代表取締役、役付取締役および執行役員)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって <u>取締役の中から</u> 取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役 および各監査役 に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役 <u>および監査役</u>の 全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p>

<p>(新設)</p> <p>第 26条～第 27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 27条～第 28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会の権限</u>)</p> <p><u>第 31 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。</u></p>
--	--

<p>(新設)</p>	<p><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p><u>(員数)</u></p> <p><u>第30条 当社の監査役は、6名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: right;">第6章 計算</p> <p>第34条～第37条（現行どおり）</p>

<p>第 38条～第 41条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;"><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p>当社は、第 6 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--------------------------------------	--

以 上